

保育施設整備に係る不適正事案への対応状況について

1 株式会社コスモズについて

(1) 同社から市への報告及び市の対応の経過

令和5年5月15日	同社から電子メールにて「株式会社コスモズの補助金過大受給に関する社外調査委員会報告書」データが送付されたが、添付されたデータの確認ができなかった。
同月16日	<p>市から同社に対して、改めて「株式会社コスモズの補助金過大受給に関する社外調査委員会報告書」データの送付を依頼し、当該データを受領した。同報告書では市内施設については、次のような記述（要点抜粋）があった。</p> <p>(1) 第十コスモ保育園について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外構工事等は事業者と直接契約したため、補助金過大申請は窺えない。</li> <li>・現場管理費は峻別されて計上されており、見積書金額の過大積算も窺えない。</li> <li>・市民運動新聞広告費に係る補助金過大申請の問題事象も見当たらない。</li> <li>・市より外構工事として指摘があった見積書の外構工事額904,750円を補助金対象外金額として過大申請した旨の修正申告をすべきものとする。</li> </ul> <p>(2) 十八コスモ保育園について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設事業者が市民運動新聞広告費分を上乗せした見積金額の4,224,000円はもとより補助金対象外金額であり、この金額分の補助金申請に対応する補助金を過大に受給したものである。</li> </ul> <p>(3) 二十コスモ保育園について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設事業者は見積書の項目変更をなしておらず、補助金過大受給は生じていないと解される。</li> <li>・市より補助金申請に際し消費税分460,016円の減額漏れがあったとの指摘があったが、これは計算ミスであるので、その分の過大受給補助金は返金すべきである。</li> </ul>
同月18日	同社が来庁し社外調査委員会報告書に関する説明を受けたが、説明内容が不明瞭であったため、市から次の3点の対応を求め、同

	<p>社から対応するとの返答があった。</p> <p>(1) 提出された社外調査委員会報告書について、法人として補足説明があれば書面で提出すること。</p> <p>(2) 社外調査委員会報告書に対する法人としての認識を明確にし、書面で提出すること。</p> <p>(3) (1)及び(2)の提出時期を市に早急に示すこと。</p>
--	--

2 保育課再調査について

別途対応中の株式会社コスモズを除く、運営事業者8事業者に対して、順次対応している。

(1) 対応状況

市から事業者への連絡	市から8事業者全てに対して、協議及び確認作業を行いたい旨の連絡を行った。
市と事業者との協議及び確認作業	8事業者中6事業者と協議及び確認作業を開始している。

※ 令和5年6月2日時点の状況